

議第143号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

川尻福祉センターふれあいの指定管理者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

施設名	川尻福祉センターふれあい
施設所在地	呉市川尻町西2丁目3番33号
設置年月日	平成10年9月1日
設置目的	市民の福祉の増進と生活文化の向上を図るための施設として設置する。
設置条例	呉市川尻福祉センターふれあい条例
施設規模等	敷地面積 715.58㎡ 延べ面積 1,409.83㎡ 構造・階数 鉄筋コンクリート造，地上4階建て 主要施設 会議室，和室，食堂，ちゅう房，多目的ホール，工作室
利用状況	利用者数 令和3年度 6,309人 令和4年度 7,716人 令和5年度 11,836人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	令和5年度 【呉市分】 歳入 50千円 使用料収入 50千円 歳出 14,804千円 指定管理料 14,804千円 【指定管理者分】 収入 14,804千円 支出 14,804千円 ※指定管理者の収支決算詳細については，別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料1）を参照
指定管理実績	平成27年4月1日～令和2年3月31日 社会福祉法人呉市社会福祉協議会 令和2年4月1日～令和7年3月31日 社会福祉法人呉市社会福祉協議会

3 指定管理者の業務の範囲

(1) 施設の維持及び管理に関する業務

(2) 次に掲げる事業に関する業務

ア 高齢者を始めとする市民の福祉の増進と生活文化の向上のための施設として利用に供する事業

イ 社会福祉関係団体の育成，援助等を目的とする事業

ウ その他市長が必要と認める事業

(3) 使用の許可に関する業務

(4) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団 体 名	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
団体所在地	呉市中央5丁目12番21号
代表者氏名	会長 中本 克州
設立年月日	昭和42年5月26日
設 立 目 的	呉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事 業 概 要	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1) から(3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 等
資 本 金	102,972千円
従 業 員 数	222人（令和6年4月1日現在）
役 員	会 長 中本 克州 副 会 長 川畑 勝之 古江 由紀枝 小笠原 徹也 常務理事 河野 隆司 理 事 城 健 康 伊藤 圭一 香川 治子 土本 敏明 友井 輝道 隠村 誠二 桐山 吟子 福光 一美 竹中 直登 佐藤 光子 川中 克幸 鈴木 孝雄 新田 英樹 石井 哲朗 内藤 雅夫 監 事 大 嶋 正 柳 曾 隆行
決 算	令和5年度 収入 11億6,633万円 支出 12億2,375万円

6 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要

管理運営上の基本方針	市民の福祉の増進と生活文化の向上を図るとともに市民の相互交流と健康増進に寄与できるよう、地域で支え合う人づくり・場づくりの提供、地域と連携したネットワークの構築を重点目標に、適切な維持管理に取り組む。
管理運営体制	総括責任者を兼務する社会福祉法人呉市社会福祉協議会川尻安浦支所長と担当職員1名の2名体制で施設管理に当たるほか、同協議会の支所や各事業所の職員が協力して管理運営業務を行う。
施設の維持管理	(1) 利用者が安心して利用できるよう、施設内の点検を日頃から実施し、設備の不具合や故障等の早期発見と早期対応に努める。 (2) 機械警備、自家用電気工作物保安管理業務、エレベーターの保守点検業務等については、業務に精通している専門業者に委託して安全性を高めるなど適切な施設の維持管理に努める。
利用促進の取組	(1) 地域住民の交流の場、情報交換の場としての、健康さわやか体操、お茶の間サロン事業の毎日型サロン等について、多くの方が参加しやすい内容に工夫する。 (2) 職員の対応やサービスへの満足度などについて、利用者アンケート調査を実施し、利用者の要望を把握する。
自主事業その他のサービス向上の取組	(1) 社会福祉法人呉市社会福祉協議会川尻安浦支所として、地域福祉活動を中心としたボランティア活動や心配ごと相談所、福祉サービス利用援助事業、福祉機器の貸出事業等を実施する。 (2) 川尻地区及び安浦地区並びに安芸灘地域の居宅介護支援業務を行う。
経費削減の取組	(1) 委託業務及び保守点検業務について、見積合わせによる随意契約を原則実施し、安価な金額を提示した事業者と契約を締結する。 (2) 利用者の体調管理に注意しつつ、空調の適温設定に努める。 (3) 蛍光灯交換等、職員が対応することで経費削減に努める。

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定の理由

当該施設については、呉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする地域密着型の福祉施設であることから、各地域において各種福祉事業を実施し、地域の実態を把握している社会福祉法人呉市社会福祉協議会が管理運営をすることが効果的であるため、公募を行わず同協議会を指定管理者の候補者として選定したものです。